

麻酔博物館館員ボードに関する申し合わせ

2017年3月24日制定

2018年3月23日改定

2018年8月24日改定

2019年3月22日改定

(目的)

第 1 条 この申し合わせは、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）麻酔博物館内規第 3 条に定める業務を実施するために、麻酔博物館内規第 8 条第 4 項に則り必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 館員ボードは、麻酔博物館内規第 3 条に則り、以下の業務を行う。

- (1) 収集すべき資料の選定、保管、管理、展示
- (2) 上記の運用に関し必要な事項は、別に定める
- (3) 麻酔科学関連資料の調査、研究
- (4) 研究会の開催
- (5) 研究会開催運営に関し必要な事項は、別に定める

(申し合わせの変更)

第 3 条 この申し合わせの変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条（5）に従ってなす。

附則

1. この申し合わせは、2017年3月24日から施行する。